

1 資金

－ 円滑な資金調達をサポートします －

【ベンチャーや創業・開業に挑戦する皆様へ】

◎創業者・再チャレンジ支援資金

新たに事業を始める方又は創業後5年未満の中小企業者（個人・会社）の方若しくは廃業後5年未満に再起業する方等がご利用できます。

○対象者

A 創業後5年未満の中小企業者で、次のいずれかに該当する方

- ①創業した業種と同一の業種に属する企業に3年以上勤務した経験を有する方又は同等の経験を有すると認められる方
- ②法律に基づく資格を有する方で、その資格を活かし事業を営んでいる方
- ③国、自治体等が実施する創業者向けセミナーを修了し、事業を営んでいる方
- ④金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受け、事業の安定・拡大に取り組む方

B

B-1 これから創業する方又は創業後5年未満の方で、次のいずれかに該当する方

- ①事業を営んでいない個人で、1か月以内に事業を開始する具体的計画を有する方
- ②事業を営んでいない個人で、2か月以内に会社を設立し事業を開始する具体的計画を有する方
- ③中小企業者である会社が新たに会社（中小企業）を設立し事業を開始する具体的計画を有する場合
- ④事業を営んでいない個人が創業もしくは会社を設立又は中小企業者である会社が新たに中小企業者である会社を設立し、創業又は設立後5年未満の方

B-2 金融機関に加えて群馬県信用保証協会又は認定経営革新等支援機関から創業計画策定等の支援を受け、これから創業する方又は支援を受けて創業後3年未満の方で、次のいずれかに該当する方

※創業計画の実行状況等について保証協会及び金融機関への報告が必要です。

※B-2タイプは、信用保証料が0.2%引き下げになります。

- ①事業を営んでいない個人で、1か月以内に事業を開始する具体的計画を有する方
- ②事業を営んでいない個人で、2か月以内に会社を設立し事業を開始する具体的計画を有する方
- ③中小企業者である会社が新たに会社（中小企業）を設立し事業を開始する具体的計画を有する場合
- ④事業を営んでいない個人が創業もしくは会社を設立又は中小企業者である会社が新たに中小企業者である会社を設立し、創業又は設立後3年未満の方

B-3 B-2タイプの要件に該当する方のうち、女性・若者（34歳以下）・シニア（55歳以上）の方

※B-3タイプは、信用保証料が0.25%引き下げになります。

※認定特定創業支援事業の支援を受けて創業する場合は、B-1①②、B-2①②及びB-3①②の各要件で「1か月以内」又は「2か月以内」とあるのは「6か月以内」となります。

C 事業廃止又は会社解散から5年未満の方で、これから再起業する方又は再起業後5年未満の方で、次のいずれかに該当する方

- ①事業を営んでいない個人で、1か月以内に事業を開始する具体的計画を有する方
- ②事業を営んでいない個人で、2か月以内に会社を設立し事業を開始する具体的計画を有する方
- ③事業を営んでいない個人が創業又は会社を設立し、創業又は設立後5年未満の方

※認定特定創業支援事業の支援を受けて再起業する場合は、①②の各要件で「1か月以内」又は「2か月以内」とあるのは「6か月以内」となります。

○融資限度額：A 4,500万円 <内運転資金2,500万円>

B 1,500万円

ただし、創業前の方〔B-1①②、B-2①②及びB-3①②〕で保証協会の「創業等関連保証」を付した場合は自己資金と同額まで

また「創業関連保証」を付した場合は1,000万円、認定特定創業支援

- 事業に係る「支援創業関連保証」を付した場合は1,500万円まで
- C 1,000万円
- ※ A、B、Cを合わせての利用限度額は4,500万円
〈内運転資金2,500万円〉
- ※ B、C合わせての利用限度額は1,500万円
- 融 資 利 率：責任共有制度対象 年1.75%以内
責任共有制度対象外 年1.7%以内
- 融 資 期 間：A 設 備 10年以内 (内据置2年以内)
運 転 5年以内 (内据置1年以内)
B 設 備 7年以内 (内据置1年以内)
運 転 5年以内 (内据置1年以内)
運 転 設 備 7年以内 (内据置1年以内)
C 設 備 7年以内 (内据置1年以内)
運 転 5年以内 (内据置1年以内)
運 転 設 備 7年以内 (内据置1年以内)
- 担保・保証人：金融機関や保証協会と相談して決めていただきます。
A 保証協会の保証を付けていただきます。
B 保証協会の創業関連保証又は創業等関連保証を付けていただきます。
C 保証協会の再挑戦支援保証を付けていただきます。

----- 問い合わせ先 -----
・群馬県産業経済部商政課金融係 TEL 027-226-3332

◎中小企業パワーアップ資金

【経営の安定、強化・革新を図る皆様へ】を参照。(P.8)

◎中小企業設備支援資金

【新分野への進出や新たな設備投資をする皆様へ】を参照。(P.15)

◎創業関連保証

創業者の方がご利用できます。

- 対 象 者：必要な事業資金の調達に支障を来している創業者
- 保 証 限 度 額：1,000万円 (支援創業関連保証にあっては、1,500万円)
- 保 証 料 率：年0.7%
- 保 証 期 間：10年以内 (内据置1年以内)
- 担保・保証人：物的担保は必要ありません。また、原則として法人代表者以外の保証人は必要ありません。

※創業者とは

- ①事業を営んでいない個人であって、1か月以内 (支援創業関連保証にあっては、6か月以内) に新たに事業を開始する具体的計画を有するもの
- ②事業を営んでいない個人であって、2か月以内 (支援創業関連保証にあっては、6か月以内) に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有するもの
- ③中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに中小企業者である会社を設立し、かつ、当該新たに設立された会社が、事業を開始する具体的計画を有するもの
- ④事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後5年を経過していないもの
- ⑤事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していないもの
- ⑥中小企業者である会社によって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していないもの

※支援創業関連保証 産業競争力強化法第2条第23項第1号に規定する認定特定創業支援事業により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて行う創業に要する資金に係る創業関連保証

※類似の保証制度として、創業等関連保証があります。(保証限度額1,500万円)

－ 1 資金 －

－ 問い合わせ先 －
・群馬県信用保証協会保証統括部保証推進課 TEL 027-231-8875

◎中堅・中小企業への投資

成長性が豊かな企業に対して投資を行います。

- 対象者：原則として資本金3億円以下(※)で成長の見込みがある企業
※ただし、中小企業新事業活動促進法の認定等を受けた方は、資本金3億円超でも対象になります
- 対象業種：全業種（公序良俗に反するもの又は投機的なものは除く）
- 引限度：原則として議決権比率の50%以内

－ 問い合わせ先 －
・東京中小企業投資育成(株) TEL 03-5469-1811

◎新企業育成貸付（国民生活事業）

○新規開業資金

新たに事業を始める方、又は新規開業後概ね7年以内の方が、事業を行うために設備資金及び運転資金を必要とする場合にご利用できます。

○女性、若者／シニア起業家資金

女性、30歳未満又は55歳以上の方で、新規開業する方や新規開業後概ね7年以内の方が、事業を行うために設備資金及び運転資金を必要とする場合にご利用できます。

○新創業融資制度

新たに事業を始められる方又は開業して税務申告を2期終えていない方で、一定の要件に該当する方が、設備資金及び運転資金を必要とする場合にご利用できます（無担保・無保証）。

○新事業活動促進資金

都道府県等により経営革新計画の承認を受けた方や経営多角化・事業転換を図る方等が、設備資金及び運転資金を必要とする場合にご利用できます。

○再挑戦支援資金（再チャレンジ支援融資）

経営者の信用低下等の理由により、再び創業することが困難な「再チャレンジ創業者（廃業歴のある創業者）」である方が、設備資金及び運転資金を必要とする場合にご利用できます。

－ 問い合わせ先 －
・(株)日本政策金融公庫前橋支店国民生活事業 TEL 027-223-7312
〃 〃 高崎支店国民生活事業 TEL 027-326-1621
〃 〃 桐生出張所国民生活事業 TEL 0277-47-1410

【経営の安定、強化・革新を図る皆様へ】

◎経営サポート資金

経済情勢等の変化による売上げの減少や取引先企業の倒産等により経営の安定に支障が生じている中小企業者の方が、経営の安定や業況の回復を図るためにご利用できます。

また、セーフティネット保証（経営安定関連保証）を活用する中小企業者の方や被災した中小企業者の方もご利用できます。

- 対象者：①売上げの減少や取引先の倒産等により経営の安定に支障が生じている方
 ②セーフティネット保証1号、2号又は5号のいずれかの要件に該当する特定中小企業者として市町村長から認定を受けている方
 ③東日本大震災復興緊急保証の要件に該当する特定中小企業者として市町村長から証明又は認定を受けている方
 ④災害により被害を受けた方又はセーフティネット保証3号又は4号のいずれかの要件に該当する特定中小企業者として市町村長から認定を受けている方
- 融資限度額：① 6,000万円
 ②又は③ 6,000万円
 ④ 5,000万円<内運転資金3,000万円>
 ※①～④の合計で1億2,000万円が上限となります。
- 融資利率：責任共有制度対象 年1.95%以内
 責任共有制度対象外 年1.9%以内
- 融資期間：①～③ 設備 10年以内（内据置2年以内）
 運転 10年以内（内据置1年以内）
 ④ 設備 10年以内（内据置2年以内）
 運転 7年以内（内据置2年以内）
- 担保・保証人：金融機関や保証協会と相談して決めていただきます。
 ※保証協会の保証を付けていただきます。

----- 問い合わせ先 -----

・群馬県産業経済部商政課金融係

TEL 027-226-3332

◎制度融資における融資期間の延長措置

平成27年度以前に融資実行され、平成28年度中に融資残高のある以下の資金に係る融資について、各資金ごとに定められた上限融資期間を延長できる特例措置を実施します。

- 対象資金：
- ①現行資金（平成28年度において新規融資の取扱いがある資金）
 小口資金、特別小口資金、小規模企業事業資金、小口零細企業資金、中小企業設備支援資金、中小企業パワーアップ資金、経営サポート資金、緊急経営改善資金、中小企業再生支援資金、創業者・再チャレンジ支援資金、企業立地促進資金、経営力強化アシスト資金
- ②廃止資金（平成28年度において新規融資の取扱いがない資金）
 職場創造支援資金（平成25年度以前に実施されたものに限る）、東日本大震災被害対策資金、群馬デスティネーションキャンペーン支援資金、中小企業フロンティア資金、経営強化支援資金、セーフティネット資金、中小企業災害復旧資金、排出ガス基準適合車購入資金、リーディング企業支援資金、経営革新支援資金、協同組合等活性化資金
- 対象者：平成27年度以前に前記の対象資金の融資を受け、申込時においてその融資の残高がある方
- 取扱期間：平成28年4月1日から平成29年3月31日までに、融資期間の延長を希望する資金の融資を受けた金融機関に申し込んでください。
- 延長可能期間：各資金ごとに定められた上限融資期間を超えて、最長で3年延長ができます。

----- 問い合わせ先 -----

・（小口資金以外の資金）群馬県産業経済部商政課金融係

TEL 027-226-3332

・（小口資金）各市町村担当課

◎制度融資の借換制度

現在、制度融資で借り入れている債務の借換を行うことにより、返済負担を軽減し、資金繰りを改善するためにご利用できます。

①同一資金による借換

小口資金、特別小口資金、小規模企業事業資金、小口零細企業資金、中小企業設備支援資金、経営サポート資金（経営強化支援資金、セーフティネット資金、中小企業災害復旧資金、東日本大震災被害対策資金を含む。）、中小企業再生支援資金

※平成25年度以前に実行された小規模企業事業資金Bタイプは、②緊急経営改善資金による借換となります。

②緊急経営改善資金による借換

①以外の県産業経済部が所管する資金

※詳細は「緊急経営改善資金」を参照してください。

③経営力強化アシスト資金による借換

群馬県信用保証協会の信用保証を付している県制度融資（小口資金を除く県産業経済部が所管する資金）の既往債務の借換が可能です。

※詳細は「経営力強化アシスト資金」を参照してください。

○対象者：次のすべての要件に該当する方

①経済的環境の変化により、業況が悪化（投機的な不動産、株式等の取引等によるものを除く。）し、一時的に経営の安定に支障を生じている方

②取引先金融機関の支援が確実に見込まれ、この制度の適用によって中長期的に経営の安定又は発展が図られる方

－ 問い合わせ先 －

・群馬県産業経済部商政課金融係 TEL 027-226-3332

◎緊急経営改善資金

県産業経済部が所管する制度融資の既往債務の返済負担を軽減するためにご利用できます。

※同一資金で借換する資金もありますので、前の項を参照してください。

○対象者：次のすべての要件に該当する方

①経済的環境の変化により、業況が悪化（投機的な不動産、株式等の取引等によるものを除く。）し、一時的に経営の安定に支障を生じている方

②取引先金融機関の支援が確実に見込まれ、この制度の適用によって中長期的に経営の安定又は発展が図られる方

○融資限度額：借換対象となる融資の既往債務残高

○融資利率：保証付き 責任共有制度対象 年1.55%以内

責任共有制度対象外 年1.5%以内

保証なし 年1.9%以内

○融資期間：10年以内（内据置1年以内）

○担保・保証人：原則として、既往債務の条件に比べて、利用者の不利とならない条件とし、金融機関や保証協会と相談して決めていただきます。

－ 問い合わせ先 －

・群馬県産業経済部商政課金融係 TEL 027-226-3332

◎小口資金

小口の設備資金、運転資金を必要とする中小企業者の方がご利用できます。

○対象者：小口の設備資金、運転資金を必要とする中小企業者、中小企業団体

○融資限度額：1,250万円

○融資利率：年3.2%以内で各市町村が定めます。

○融資期間：設備 8年以内（内据置6か月以内）

運転 6年以内（内据置6か月以内）

○担保・保証人：金融機関及び保証協会と相談して決めていただきます。

※保証協会の保証を付けていただきます。

－ 問い合わせ先 －
・各市町村担当課

◎特別小口資金

小規模企業者の方がご利用できます。

- 対象者：小口の設備資金、運転資金を必要とする従業員20人（商業・サービス業は5人 ※宿泊業及び娯楽業は20人）以下の個人・会社、小規模中小企業団体
- 融資限度額：1,250万円
- 融資利率：年3.2%以内で各市町村が定めます。
- 融資期間：設備 8年以内（内据置6か月以内）
 運転 6年以内（内据置6か月以内）
- 担保・保証人：不要 ※保証協会の特別小口保証を付けていただきます。

－ 問い合わせ先 －
・各市町村担当課

◎小規模企業事業資金

小規模企業者の方がご利用できます。

- 対象者：小口の設備資金、運転資金を必要とする従業員20人（商業・サービス業は5人 ※宿泊業及び娯楽業は20人）以下の個人・会社、小規模中小企業団体
- 融資限度額：小口零細企業資金と合わせて1,250万円（平成25年度までに実行された小規模企業事業資金Bタイプの残高を含む）
- 融資利率：責任共有制度対象 年2.15%以内
 責任共有制度対象外 年2.1%以内
- 融資期間：設備 8年以内（内据置6か月以内）
 運転 6年以内（内据置6か月以内）
- 担保・保証人：金融機関及び保証協会と相談して決めていただきます。
 ※保証協会の小口零細企業保証以外の保証を付けていただきます。

－ 問い合わせ先 －
・群馬県産業経済部商政課金融係 TEL 027-226-3332

◎小口零細企業資金

小規模企業者の方がご利用できます。

- 対象者：小口の設備資金、運転資金を必要とする従業員20人（商業・サービス業は5人 ※宿泊業及び娯楽業は20人）以下の個人・会社、小規模中小企業団体
- 融資限度額：全ての信用保証協会の保証付き既借入残高及び平成25年度までに実行された小規模企業事業資金Bタイプの既借入残高との合計で1,250万円
- 融資利率：年2.1%以内
- 融資期間：設備 8年以内（内据置6か月以内）
 運転 6年以内（内据置6か月以内）
- 担保・保証人：金融機関及び保証協会と相談して決めていただきます。
 ※保証協会の小口零細企業保証（保証協会の100%保証）を付けていただきます。

－ 問い合わせ先 －
・群馬県産業経済部商政課金融係 TEL 027-226-3332

◎経営力強化アシスト資金

金融機関や外部専門家の支援を受け、経営改善等を図る中小企業者の方がご利用できます。

- 対象者：金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者
※保証協会の保証を付している県産業経済部所管の制度融資（小口資金を除く。）の既往債務の借換（一本化）にも利用できます。
〔認定経営革新等支援機関〕
中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第17条第1項の規定に基づき主務大臣の認定を受けた商工団体・税理士・金融機関等です。
- 融資限度額：6,000万円
- 融資利率：責任共有制度対象 年2.3%以内
責任共有制度対象外 年2.25%以内
- 融資期間：設備 7年以内(内据置1年以内)
運転 5年以内(内据置1年以内)
運転設備 7年以内(内据置1年以内)
借換 10年以内(内据置1年以内)
- 担保・保証人：金融機関や保証協会と相談して決めていただきます。
※保証協会の経営力強化保証を付けていただきます。

----- 問い合わせ先 -----
・群馬県産業経済部商政課金融係 TEL 027-226-3332

◎中小企業再生支援資金

企業再生を図る中小企業者の方がご利用できます。

- 対象者：A-1 群馬県中小企業再生支援協議会の支援を受けて、経営改善計画を策定し、その計画の実施に要する資金を必要とする中小企業者
A-2 群馬県経営サポート会議で各関係者が協議した経営改善計画の実施に要する資金を必要とする中小企業者（群馬県信用保証協会の協力を得て実施する方に限ります。）
B-1 保証協会の支援を受けて、経営改善計画を策定し、その計画の実施に要する資金を必要とする中小企業者
B-2 保証協会の求償権消滅保証制度を利用し、事業再生を図ろうとする中小企業者（求償権の対象が損失補償を付した県産業経済部所管の制度融資である方に限ります。）
C 保証協会の事業再生保証制度を利用し、事業再建を図ろうとする次に掲げる中小企業者
①民事再生法に基づく計画の認可を受け、再生計画の途上にある方
②会社更生法に基づく計画の認可を受け、更生計画の途上にある方
- 融資限度額：6,000万円
- 融資利率：A-1・2、B-1 責任共有制度対象 年1.95%以内
責任共有制度対象外 年1.9%以内
B-2、C 金融機関所定利率
- 融資期間：A-1・2、B-1・2 設備 12年以内(内据置2年以内)
運転 10年以内(内据置1年以内)
C 原則1年以内
- 担保・保証人：金融機関や保証協会と相談して決めていただきます。
※保証協会の保証を付けていただきます。
B-2 保証協会の求償権消滅保証を付けていただきます。
C 保証協会の事業再生保証を付けていただきます。

----- 問い合わせ先 -----
・群馬県産業経済部商政課金融係 TEL 027-226-3332

◎中小企業パワーアップ資金 **拡充**

新技術・新商品開発等や経営革新により事業拡大を図ろうとする中小企業者や、地域経済の発展に貢献する中小企業者の方がご利用できます。

- 対 象 者：
- ①中小企業新事業活動促進法に基づく経営革新計画の承認を受けた方
 - ②異分野連携新事業分野開拓計画に構成員として参加している方
 - ③中小企業地域産業資源活用促進法に基づく事業計画の認定申請を行った方
 - ④農商工等連携促進法に基づく農商工等連携促進事業計画の認定を受けた方
 - ⑤企業立地促進法に基づく企業立地計画又は事業高度化計画の承認を受けた方
 - ⑥物流総合効率化法に基づく総合効率化計画の認定を受けた方
 - ⑦群馬県優良企業表彰の受賞者で、受賞理由となった技術・製品や事業の新規性、優位性等を活用して事業を実施する方
 - ⑧技術革新等先進性がある中小企業者で、次のいずれかに該当する事業を行う方
 - ・国又は地方公共団体の技術開発に係る補助金の交付を受けて新技術・新商品等を開発する事業又は開発した技術を利用して行う事業
 - ・国立試験研究機関等の技術移転・指導を受けて新技術・新商品の開発等を行う事業
 - ・他に利用されていない知的所有権（特許権、実用新案権又は半導体集積回路配置利用権に限る。）に係る技術を利用して行う事業
 - ・H A C C Pを導入する事業
 - ・バイオテクノロジーに関する製品・設備を開発・製造する事業
 - ・福祉・医療・健康科学に関する製品・設備を開発・製造する事業
 - ⑨産業界のIT化に対応するため、情報化推進及びインターネット活用等を通して経営の多角化・合理化を図ろうとする中小企業者
 - ⑩国際標準規格ISO9000シリーズ、ISO14000シリーズ、ISO22000シリーズ等の認証を取得しようとする中小企業者
 - ⑪BCPの策定、BCPに基づく対策を実施する中小企業者
 - ⑫環境に配慮した生産設備の開発・製造・導入等を行う中小企業者
 - ⑬地場産業製品又は地域の伝統的工芸品の製造等により地域経済の活性化に資する事業を実施する中小企業者
 - ⑭観光の振興を行う中小企業者
 - ⑮工業団地等へ事業所・工場を移転・集積する中小企業者
 - ⑯過疎・山村地域の商工業の振興を行う中小企業者
 - ⑰まちづくり事業を実施する中小企業者
 - ⑱福祉・シルバー関連分野で地域振興や地域経済の活性化に資する事業を実施する中小企業者
 - ⑲新たに物流施設の整備を行う中小企業者
 - ⑳商店街において卸売業、小売業、飲食店又はサービス業等を行う中小企業者
 - ㉑ショッピングセンター等へ進出する卸売業者、小売業者、飲食店又はサービス業者
 - ㉒海外販路開拓を行う中小企業者
 - ㉓海外に生産拠点等を設置する中小企業者
 - ㉔群馬がん治療技術地域活性化総合特区に関連する新製品、新技術又は新たな役務の開発、企業化等、地域産業の高度化又は新産業の創出に寄与する事業であって、雇用機会の増大に資する、次のいずれかに該当する事業を実施する中小企業者
 - ・診断、治療、術後のケアの各分野における革新的医薬品・医療機器等の開発に取り組む事業
 - ・ものづくり企業で医療分野への参入を図る事業
 - ・医療産業分野に関し、県外企業が県内に工場等の新設を行う事業及び県内企業が設備投資・研究開発投資を行う事業
 - ㉕富岡製糸場と絹産業遺産群の世界遺産登録に関連した新商品開発や新サービス提供を行う中小企業者
 - ㉖県事業引継ぎ支援センター又は認定経営革新等支援機関の支援を受け、事業承継等を行う中小企業者で、次のいずれかに該当する方
 - ・他の中小企業者の事業用資産等や株式を取得して事業を承継し、事業の拡大を図ろうとする方
 - ・会社の代表者交代等に伴い前代表者等が所有権を有する自社の事業用資産や自社株式を取得し、経営権の安定化を図ろうとする方

－ 1 資金 －

- 融資限度額：対象者①～⑳、㉔～㉖、「耐震改修支援資金」及び「職場創造支援資金」を合わせて2億円<内運転資金5,000万円>
ただし、対象者㉕を単独で利用する場合は5,000万円
対象者㉔及び㉕は1億円<内運転資金2,500万円>
- 融 資 利 率：対象者①～⑦の場合（はばたけ群馬推進枠）
 - 保証付き 責任共有制度対象 年1.4%以内
 - 責任共有制度対象外 年1.3%以内
 - 保証なし 年1.7%以内対象者⑧～㉖の場合
 - 保証付き 責任共有制度対象 年1.6%以内（㉕は年1.55%以内）
 - 責任共有制度対象外 年1.5%以内
 - 保証なし 年1.9%以内
- ※㉔については、国の総合特区利子補給金（最大0.7%分の補給）の併用も可能です。（別途、利用条件があり、内閣府の審査が必要です。国の総合特区利子補給金制度について、詳しくは県次世代産業課までお問い合わせください。）
- ※㉕については、特別協調融資に参加している金融機関では融資利率が0.1%引下げになります。また、保証付きで利用する場合は保証料率が概ね0.1%引下げになります。
- 融 資 期 間：設備 12年以内（内据置2年以内）
運転 7年以内（内据置1年以内）
- 担保・保証人：金融機関や保証協会と相談して決めています。

----- 問い合わせ先 -----
・群馬県産業経済部商政課金融係 TEL 027-226-3332

◎耐震改修支援資金

工場、事務所、旅館・ホテル等の耐震診断や耐震改修を実施しようとする中小企業者の方がご利用できます。

- 対 象 者：工場、事務所、旅館・ホテル等の耐震診断や耐震改修を実施しようとする中小企業者
- 融資限度額：中小企業パワーアップ資金対象者①～⑳、㉔～㉖及び「職場創造支援資金」と合わせて2億円<内運転資金5,000万円>
- 融 資 利 率：保証付き 責任共有制度対象 年1.4%以内
責任共有制度対象外 年1.3%以内
保証なし 年1.7%以内
- 融 資 期 間：設備 12年以内（内据置2年以内）
運転 7年以内（内据置1年以内）
- 担保・保証人：金融機関や保証協会と相談して決めています。

----- 問い合わせ先 -----
・群馬県産業経済部商政課金融係 TEL 027-226-3332

◎セーフティネット保証制度（経営安定関連保証制度）

取引先の事業活動の制限、災害、取引金融機関の破綻等により経営の安定に支障を生じている中小企業者の資金調達を支援する保証制度です。

- 対 象 者：
次に掲げる経済環境の急激な変化に直面し、経営の安定に支障を生じている中小企業者で、事業所の所在地を管轄する市町村長の認定を受けた方
- 1号：大型倒産（再生手続開始申立等）の発生により影響を受ける中小企業者
- 2号：取引先企業のリストラ等の事業活動の制限により影響を受ける直接・間接取引のある中小企業者及び近隣等に所在する中小企業者
- 3号：突発的災害（事故等）により、影響を受ける特定の地域の特定の業種を営む中小企業者
- 4号：突発的災害（自然災害等）により、影響を受ける特定の地域の中小企業者
- 5号：業況の悪化している業種に属する中小企業者
- 6号：金融機関の破綻により当該金融機関からの借入が困難になる等、資金繰りが悪化している中小企業者

7号：金融機関の相当程度の経営合理化(支店の削減等)に伴って借入が減少している中小企業者

8号：整理回収機構に貸付債権が譲渡された中小企業者のうち、再生可能性があると認められる方

○保証限度額：一般保証とは別枠となります。

普通保証：2億円以内(6号の場合は3億円以内)

無担保保証：8,000万円以内

無担保無保証人保証：1,250万円以内

※普通保証、無担保保証を利用している方は無担保無保証人保証は利用できません。

○保証料率：年0.8%(1号～6号)、年0.68%(7号、8号)

○融資期間：原則として10年以内(内据置期間1年以内)

○担保・保証人：物的担保が必要な場合がありますが、原則として法人代表者以外の保証人は必要ありません。

----- 問い合わせ先 -----
・群馬県信用保証協会保証統括部保証推進課 TEL 027-231-8875

◎借換保証

複数の保証付借入金の債務一本化等を促進することにより、中小企業の方々の月々の返済額の軽減を図り、資金繰りを円滑化させることを目的とした保証です。一般保証でもご利用できますが、セーフティネット保証を利用すると保証料等のメリットがあります。

I セーフティネット保証による借換(セーフティネット保証の利用要件に該当する場合)

○対象者：信用保証協会の通常の申込人資格要件のほか、次の各号の要件を満たすことが必要となります。

①保証申込時点において、一般保証、セーフティネット保証及び中小企業金融安定化特別保証に係る既往借入金の残高があること

②適切な事業計画を有していること

③中小企業信用保険法第2条第5項各号のいずれかの規定に基づいた市町村長の認定書を有していること

○資金使途：保証付きの既往借入金の返済資金のほか、対象者欄②の事業計画の内容に応じて、当該返済資金以外の事業資金を含めることもできます。

○保証限度額：2億8千万円(中小企業者が組合の場合は4億8千万円)
ただし、セーフティネットの6号認定に係る限度額は3億8千万円(中小企業者が組合の場合は4億8千万円)

○保証期間：原則として10年以内(内据置期間1年以内)

○保証料率：年0.68%又は年0.80%

○担保：既往借入金の保証条件に準じるものとします。返済資金以外の事業資金については、通常の借入れに準じた取り扱いとします。

○必要書類：事業計画書及び市町村長の認定書等が必要となります。

II 一般保証による借換(セーフティネット保証の利用要件に該当しない場合)

○対象者等：申込人資格要件、保証限度額、対象資金その他の保証条件に関しては、それぞれ種類の保証における保証条件によるものとします。

○備考：県・市町村の制度においても、借換要件が用意されているものがございます。詳細については、各制度融資窓口か保証協会まで、お問い合わせください。

----- 問い合わせ先 -----
・群馬県信用保証協会保証統括部保証推進課 TEL 027-231-8875

◎経営力強化保証

認定経営革新等支援機関から事業計画の策定支援や継続的な経営支援を受ける中小企業者がご利用できます。

○対象者：金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者

－ 1 資金 －

- 保証限度額：普通保証：2億円以内
無担保保証：8,000万円以内
無担保無保証人保証：1,250万円以内
※中小企業者が組合等の場合は、4億8千万円以内
※普通保証、無担保保証を利用している方は無担保無保証人保証は利用できません。
- 保証料率：責任共有制度対象 年0.45%～1.75%
責任共有制度対象外 年0.50%～2.00%
※原則、申込時の信用力に対応した保証料率よりも1区分低い料率を適用します。
- 保証期間：一括返済の場合 1年以内
分割返済の場合 運転資金5年以内、設備資金7年以内（借換を含む場合10年以内）
- 担保・保証人：担保は必要に応じて徴求させていただきます。原則として、法人代表者以外の保証人は徴求しません。

－ 問い合わせ先 －

・群馬県信用保証協会保証統括部保証推進課 TEL 027-231-8875

◎事業再生計画実施関連保証（経営改善サポート保証）

中小企業再生支援協議会等の支援により作成した経営改善・再生計画に基づき、中小企業・小規模事業者の経営改善・事業再生の取り組みを後押しする保証制度です。

- 対象者：中小企業再生支援協議会や経営サポート会議等の指導又は助言を受けて作成した経営改善・再生計画等に従って経営改善・事業再生を行う中小企業・小規模事業者
- 保証限度額：普通保証：2億円以内
無担保保証：8,000万円以内
無担保無保証人保証：1,250万円以内
※中小企業者が組合等の場合は、4億8千万円以内
※一般保証とは別枠になります。
※普通保証、無担保保証を利用している方は無担保無保証人保証は利用できません。
- 保証料率：責任共有制度対象 年0.68%
責任共有制度対象外 年0.80%
- 保証期間：一括返済の場合 1年以内
分割返済の場合 15年以内（内据置期間1年以内）
- 担保・保証人：金融機関及び保証協会と相談して決めていただきます。
- その他：本制度をご利用いただいた方は、経営改善・再生計画の実施状況を金融機関に対して四半期毎にご報告いただきます。また、金融機関は、経営支援の実施状況を含め信用保証協会に対して年1回ご報告いただきます。

－ 問い合わせ先 －

・群馬県信用保証協会保証統括部保証推進課 TEL 027-231-8875

◎政府系中小企業金融機関の一般貸付

設備資金及び長期運転資金を必要とする場合にご利用できます。

- 対象
製造業等：資本金3億円以下又は従業員300人以下
卸売業：資本金1億円以下又は従業員100人以下
小売業：資本金5千万円以下又は従業員50人以下
旅館業：資本金5千万円以下又は従業員200人以下
サービス業：資本金5千万円以下又は従業員100人以下
※その他、使い道により長期・低利で利用できる特別貸付などがあります。

－ 問い合わせ先 －

・(株)日本政策金融公庫前橋支店国民生活事業 TEL 027-223-7312
" 高崎支店国民生活事業 TEL 027-326-1621
" 桐生出張所国民生活事業 TEL 0277-47-1410

◎セーフティネット貸付（国民生活事業）

（１）経営環境変化対応資金

売上減少等の一定の要件を満たす方が、経営基盤の強化を図るために運転資金や設備資金を必要とする場合にご利用できます。

（２）金融環境変化対応資金

金融機関との取引状況の変化により資金繰りに影響を受けている方が、運転資金や設備資金を必要とする場合にご利用できます。

（３）取引企業倒産対応資金

取引企業の倒産により資金繰りに影響を受けている方が、売掛金債権の回収困難等から運転資金を必要とする場合にご利用できます。

－ 問い合わせ先 －	
・ (株)日本政策金融公庫前橋支店国民生活事業	TEL 027-223-7312
" 高崎支店国民生活事業	TEL 027-326-1621
" 桐生出張所国民生活事業	TEL 0277-47-1410

◎企業再生貸付（国民生活事業）

○企業再建資金

中小企業への再生支援の取組を一層推進するために、中小企業再生支援協議会等の関与のもとで企業再建を図る方、民事再生法に基づく再生計画の認可を受けた方等が、設備資金及び運転資金を必要とする場合にご利用できます。

－ 問い合わせ先 －	
・ (株)日本政策金融公庫前橋支店国民生活事業	TEL 027-223-7312
" 高崎支店国民生活事業	TEL 027-326-1621
" 桐生出張所国民生活事業	TEL 0277-47-1410

◎企業活力強化貸付（国民生活事業）

（１）IT資金

情報化投資のための設備等の取得・賃借や、人材教育等を行う方が、設備資金及び運転資金を必要とする場合にご利用できます。

（２）企業活力強化資金

小売業、卸売業、飲食店又はサービス業を営み、店舗等の新築・増改築、機械設備の導入をされる方が、設備資金及び運転資金を必要とする場合にご利用できます。

（３）地域活性化・雇用促進資金

承認企業立地計画などに伴って事業を行う方、または雇用創出効果の見込まれる方が、設備資金及び運転資金を必要とする場合にご利用できます。

－ 問い合わせ先 －	
・ (株)日本政策金融公庫前橋支店国民生活事業	TEL 027-223-7312
" 高崎支店国民生活事業	TEL 027-326-1621
" 桐生出張所国民生活事業	TEL 0277-47-1410

◎小規模事業者経営改善資金制度（マル経融資）

商工会又は商工会議所で経営指導を受けている小規模事業者の方が、経営改善に必要な資金を無担保・無保証人のご利用できます。

○対象者：従業者が商業・サービス業では5人以内（宿泊業及び娯楽業では20人以内）、製造業・その他業種では20人以内の小規模事業者

○融資限度額：2,000万円

【新分野への進出や新たな設備投資をする皆様へ】

◎中小企業パワーアップ資金

【経営の安定、強化・革新を図る皆様へ】を参照。(P.8)

◎小口資金

【経営の安定、強化・革新を図る皆様へ】を参照。(P.5)

◎特別小口資金

【経営の安定、強化・革新を図る皆様へ】を参照。(P.6)

◎中小企業設備支援資金

中小企業者の方が、経営基盤の強化、設備の近代化・合理化、事業の多角化等を図るためにご利用できます。

- 対象者：工場、店舗及び事務所等の新築・増改築、機械設備の購入をしようとする中小企業者
- 融資限度額：5,000万円
- 融 資 利 率：保証付き 責任共有制度対象 年2.4%以内
責任共有制度対象外 年2.3%以内
保証なし 年2.7%以内
- 融 資 期 間：10年以内(内据置2年以内)
- 担保・保証人：金融機関や保証協会と相談して決めていただきます。

- 問い合わせ先 -----
・群馬県産業経済部商政課金融係 TEL 027-226-3332

◎小規模企業事業資金

【経営の安定、強化・革新を図る皆様へ】を参照。(P.6)

※その他

工場集団化や商店街近代化のための高度化資金もあります。

- 問い合わせ先 -----
・群馬県産業経済部商政課金融係 TEL 027-226-3332

◎小口零細企業資金

【経営の安定、強化・革新を図る皆様へ】を参照。(P.6)

※その他

工場集団化や商店街近代化のための高度化資金もあります。

- 問い合わせ先 -----
・群馬県産業経済部商政課金融係 TEL 027-226-3332

【県内に事業所・工場を立地する皆様へ】

◎中小企業パワーアップ資金

【経営の安定、強化・革新を図る皆様へ】対象者⑮を参照。(P.8)

◎企業立地促進資金 **拡充**

県内に事業所や工場の立地、本社機能を移転・拡充する企業を対象とした融資制度です。

- 対象：A 製造業、物流・流通業、産業支援サービス業で、県内に立地（借地を含む）するため、土地・建物設備に要する資金を必要とする企業。
B 県内に本社機能を移転・拡充する事業計画の認定を受けた企業
※対象業種及び地域等、事業計画の認定については、下記までお問い合わせ下さい。
- 融資限度額：15億円
- 融資利率：①工業団地等（県、市町村等が新規に分譲する工業団地、流通団地等）及び本社機能を移転・拡充する事業計画の認定を受けた企業
保証付き 責任共有制度対象 年1.0%以内
責任共有制度対象外 年0.9%以内
保証なし 年1.3%以内
②民有地等（①以外の土地で、その面積が概ね0.5ha以上のもの）
保証付き 責任共有制度対象 年1.2%以内
責任共有制度対象外 年1.1%以内
保証なし 年1.5%以内
- 融資期間：土地 15年以内（内据置3年以内）
建物・設備 12年以内（内据置2年以内）
- 担保・保証人：金融機関や保証協会と相談して決めていただきます。

----- 問い合わせ先 -----
・群馬県産業経済部産業政策課企業誘致推進室誘致企画係 TEL 027-226-3326

【販路開拓・受注機会の拡大を目指す皆様へ】

◎中小企業パワーアップ資金

【経営の安定、強化・革新を図る皆様へ】対象者①、②、⑳及び㉓を参照。(P.8)

【地場産業のパワーアップを目指す皆様へ】

◎中小企業パワーアップ資金

【経営の安定、強化・革新を図る皆様へ】対象者③、⑬、⑭、⑯を参照。(P.8)

【商店街の活性化に取り組む皆様へ】

◎中小企業パワーアップ資金

【経営の安定、強化・革新を図る皆様へ】対象者㉑を参照。(P.8)

【情報化戦略の確立を図る皆様へ】

◎中小企業パワーアップ資金

【経営の安定、強化・革新を図る皆様へ】対象者⑨を参照。(P.8)

【国際競争力の強化を図る皆様へ】

◎中小企業パワーアップ資金

【経営の安定、強化・革新を図る皆様へ】対象者⑩、㉒及び㉓を参照。(P.8)

【環境・省エネ・安全対策の推進に取り組む皆様へ】

◎公害防止施設整備資金

県内で公害防止施設（排水処理施設、合併処理浄化槽、集じん・除じん装置、有機溶剤の回収装置、騒音・振動・悪臭の防止装置、ノンフロン・低GWP機器（業務用冷凍空調機器に限る）等）の設置、公害防止のための工場移転、土壌・地下水汚染未然防止対策、有害化学物質等に汚染された土壌・地下水処理対策やアスベスト除去対策を行う場合にご利用できます。

- 対象者：中小企業者、中小企業団体
- 融資限度額：5,000万円（知事特認あり）
- 融 資 利 率：保証なし 年1.9%以内
保証付き 責任共有制度対象外 年1.5%以内
責任共有制度対象 年1.6%以内
- 融 資 期 間：7年以内（内据置1年以内）
工場移転及びアスベスト除去対策は、10年以内（内据置1年以内）
- 担保・保証人：金融機関や保証協会と相談して決めていただきます。

--- 問い合わせ先 -----
 ・群馬県環境森林部環境保全課環境保全係 TEL 027-226-2833

◎低公害車導入整備資金

低公害車（電気自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル自動車、天然ガス自動車、及び燃料電池自動車）や低公害車用燃料供給施設を導入する場合にご利用できます。

- 対象者：中小企業者、中小企業団体（低公害車の購入は、環境GS認定事業者に限る）
- 融資限度額：1億円
- 融 資 利 率：保証なし 年1.9%以内
保証付き 責任共有制度対象外 年1.5%以内
責任共有制度対象 年1.6%以内
- 融 資 期 間：10年以内（内据置1年以内）
- 担保・保証人：金融機関や保証協会と相談して決めていただきます。

--- 問い合わせ先 -----
 ・群馬県環境森林部環境エネルギー課地球温暖化対策係 TEL 027-226-2817

◎資源有効利用施設整備資金

- ①製品づくりの過程等で発生した副産物の再生利用
 - ②リユース・リサイクルしやすい製品づくり
 - ③再生資源を利用した製品づくり
- 等を行う上で必要な施設を整備する場合にご利用できます。

- 対象者：中小企業者、中小企業団体
- 融資限度額：5,000万円（知事特認あり）
- 融 資 利 率：保証なし 年1.9%以内
保証付き 責任共有制度対象外 年1.5%以内
責任共有制度対象 年1.6%以内
- 融 資 期 間：7年以内（内据置1年以内）
建物の新築・改築は、10年以内（内据置1年以内）
- 担保・保証人：金融機関や保証協会と相談して決めていただきます。

--- 問い合わせ先 -----
 ・群馬県環境森林部廃棄物・リサイクル課リサイクル係 TEL 027-226-2824

◎産業廃棄物処理施設整備資金

県内で産業廃棄物処理施設を整備しようとする場合にご利用できます。

なお、産業廃棄物処理施設のうち、再生利用施設整備をする場合は、融資限度額が異なります。

- 対象者：中小企業者、中小企業団体
- 融資利率：保証なし 年1.9%以内
保証付き 責任共有制度対象外 年1.5%以内
責任共有制度対象 年1.6%以内
- 融資期間：7年以内（内据置1年以内）
建物の新築・改築は、10年以内（内据置1年以内）
- 融資限度額：5,000万円（知事特認あり）
※再生利用施設整備：7,000万円
- 担保・保証人：金融機関や保証協会と相談して決めます。

－ 問い合わせ先 －
・群馬県環境森林部廃棄物・リサイクル課企画指導係 TEL 027-226-2852

◎環境GS企業エコ改修資金

環境GS認定事業者として認定を受けている中小企業者が、省エネルギー設備や新エネルギー設備の設置・改修工事を行う場合に利用できます。

- 対象者：環境GS認定事業者として認定を受けている中小企業者
- 融資限度額：省エネ率10%以上の改修工事：2,000万円
自己資金調達型ESCO事業：1億円
中小企業信用保険法施行規則第9条に定める「エネルギーの使用の合理化に資する施設」に該当する120施設等の設置：1億円
高効率照明機器への改修：2,000万円
新エネルギー設備の設置・改修工事：2,000万円
- 融資利率：保証なし 年1.9%以内
保証付き 責任共有制度対象外 年1.5%以内
責任共有制度対象 年1.6%以内
- 融資期間：10年以内（内据置1年以内）
- 担保・保証人：金融機関や保証協会と相談して決めます。

－ 問い合わせ先 －
・群馬県環境森林部環境エネルギー課地球温暖化対策係 TEL 027-226-2817

◎環境・エネルギー対策貸付（国民生活事業）

（1）環境・エネルギー対策資金

非化石エネルギー設備や省エネルギー効果の高い設備の導入等、環境対策の促進を図る場合にご利用できます。

（2）海外展開・事業再編資金

海外展開（直接投資、輸出、生産委託）や海外展開事業の再編を行うために設備資金、運転資金が必要となる場合にご利用できます。

－ 問い合わせ先 －
・(株)日本政策金融公庫前橋支店国民生活事業 TEL 027-223-7312
" 高崎支店国民生活事業 TEL 027-326-1621
" 桐生出張所国民生活事業 TEL 0277-47-1410

◎生活衛生貸付（国民生活事業）

生活衛生関係営業の個人・法人や組合が衛生面を改善、向上するために資金が必要となる場合にご利用できます。

問い合わせ先	
・ (株)日本政策金融公庫前橋支店国民生活事業	TEL 027-223-7312
〃 高崎支店国民生活事業	TEL 027-326-1621
〃 桐生出張所国民生活事業	TEL 0277-47-1410

◎エネルギー使用合理化特定設備等導入促進事業

省エネルギー設備の導入やトップランナー機器の設置を行う事業者が、民間金融機関等から融資を受ける際に低利とするための利子補給金の補助を行います。

- 対象者：民間金融機関等
- 融利子限度額：未定
- 利子補給金：1.0%/年以内

問い合わせ先	
・ 資源エネルギー庁省エネルギー対策課	TEL 03-3501-9726

【労働環境の整備に取り組む皆様へ】

◎職場創造支援資金

高齢者、障害者又は女性が働きやすい職場環境や、従業員が仕事と子育てを両立しやすい職場環境を整備する中小企業者の方がご利用できます。

- 対象者：高齢者、障害者又は女性の雇用について一定の基準を満たす中小企業者
- 対象施設：ベルトコンベア、スロープ、自動ドア、託児施設、仕事と子育ての両立のための相談室等
- 融資限度額：5,000万円
ただし、中小企業パワーアップ資金対象者①～⑳、㉔～㉖及び「耐震改修支援資金」と合わせて2億円
- 融 資 利 率：保証付き 責任共有制度対象 年1.6%以内
責任共有制度対象外 年1.5%以内
保証なし 年1.9%以内
- 融 資 期 間：12年以内（内据置2年以内）
- 担保・保証人：金融機関や保証協会と相談して決めていただきます。

- 問い合わせ先 -

・群馬県産業経済部商政課金融係

TEL 027-226-3332

【新分野への進出や新たな研究開発に取り組む皆様へ】

◎総合特区支援利子補給金（群馬がん治療技術地域活性化総合特区）

医療産業分野へ取り組む企業が、金融機関から必要な資金を借り入れる場合に、総合特区支援利子補給金を支給します。

○総合特区支援利子補給金の対象となる事業：

要件Aを満たし、かつ、要件Bのア、イ、ウの何れかを満たす事業

<要件A>

新製品、新技術又は新たな役務の開発、企業化等、地域産業の高度化又は新産業の創出に寄与する事業であつて、雇用機会の増大に資する事業

<要件B>

ア診断、治療、術後のケアの各分野における革新的医薬品・医療機器等の開発に取り組む事業
イものづくり企業が医療分野への参入を図る事業

ウ医療産業分野に関し、県内の大学等と連携する県外企業が県内に工場等の新設を行う事業及び県内企業が設備投資・研究開発投資を行う事業

※ 個別の融資案件毎に内閣府の審査を経る必要あり。

○利子補給率：0.7%以内

○支給期間：指定金融機関が事業者へ最初に貸付けした日から起算して5年間

○受付時期：4月、7月、10月、（募集残がある場合：12月）を予定

----- 問い合わせ先 -----

・群馬県産業経済部次世代産業課先端医療産業係 TEL 027-226-3323